

会員就業基準

改正 平成27年3月25日墨シ規程第8号

改正 平成28年6月28日墨シ規程第1号

(目的)

第1条 この基準は、公益社団法人墨田区シルバー人材センター（以下「センター」という。）の就業規約第2条に基づき、会員への就業機会の提供と相互共助・共働の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

(就業会員の配置)

第2条 各就業場所における就業会員の配置は、就業要件に基づき、次のように行う。

- (1) 就業会員数は、就業内容により定める。
- (2) 就業適正の判断は、就業会員の健康状態、就業能力及び就業意欲等による。

(就業期限)

第3条 就業期限は、当該業務に従事しようとする会員の数及び当該業務の複雑性、専門性等の内容を考慮して、就業期限を設けることが適当と総務部会が認める業務について、通算7年以内とする。

2 前項の規定により就業期限を設けることとされた業務に従事する就業会員に対しては、就業確認書（別紙様式1）を交付する。

(適格性を欠く行為)

第4条 就業会員は、次のいずれかに該当したときは、就業に当たっての適格性を欠くものとして、第6条の措置を受けるものとする。

- (1) 就業態度が不良であるとき。
- (2) 不法行為、就業規約違反等により、センターの名誉、品位、利益、信用等を損なったとき。
- (3) 疾病等により就業に支障があるとき。
- (4) 就業中に飲酒又は喫煙をしたとき。
- (5) 就業途上又は就業中において、交通法規に違反して事故を起こしたとき。
- (6) 共働・共助に反する行為があったとき。
- (7) その他就業に不適合であると認められる行為があったとき。

(就業適格性審査委員会の設置)

第5条 前条の適格性の判断及び次条の措置を適正かつ公平に行うため、就業適格性審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長及び次の委員をもって構成する。

- (1) 総務部会会長
- (2) 職務担当理事

(3) 事務局長

(4) 事務局担当職員 1人

3 委員長は、会長とする。

4 委員会は必要に応じ開催するものとし、委員長が招集する。

5 委員会は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

(措置)

第6条 委員会は、従事会員が第4条各号のいずれかに該当し、就業の適格性を欠くと認めるときは、次の措置を講じるものとする。

(1) 書面による厳重注意

(2) 一定期間の会員としての就業の停止

(3) 当該従事業務に係る就業の終了

(4) 会員としての就業の終了及びセンター活動の一定期間の停止

2 前項の措置を講じる場合の賦課基準は、別表のとおりとする。

3 委員会は、第1項の措置を受ける会員が、役職を有する者であるときは、当該役職を解除することができる。

4 第1項の措置の対象となった事由により、発注者、センター又は第三者に損害が生じたときは、当該会員は、その損害額（損害保険等により賠償金が支払われる額を除く。）の全部又は一部を負担しなければならない。

(措置の手続き)

第7条 前条第1項の措置については、委員長名による文書をもって行うものとする。

2 前条第1項の措置を受けた会員は、速やかに始末書を提出するものとする。

(報告)

第8条 委員長は、第6条の規定により措置をしたときは、審議経過を含め、理事会に報告するものとする。

(基準の改正)

第9条 この基準の改正は、理事会において決定する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成27年6月1日から施行する。

2 この基準による改正後の第4条及び第6条の規定は、平成27年6月1日以後に発生した事由から適用する。

附 則

この基準は、平成28年9月1日から施行し、同日以後に発生した事故から適用する。

別表

措置の賦課基準

措置の種類	影響の度合	故意又は過失の区分	回数	摘要
第6条第1項第1号の措置	影響が少なからずあった。	過失	初回	
第6条第1項第2号の措置	影響が少なからずあった。	過失	2回目	3日間から2週間以内の就業停止
		故意	初回	3週間から6箇月以内の就業停止
第6条第1項第3号の措置	影響が少なからずあった。	過失	3回目	
		故意	2回目	
	著しい影響があった。	過失・故意とも	初回	
第6条第1項第4号の措置	影響が少なからずあった。	故意	3回目	
	著しい影響があった。	故意・過失とも	2回目	

備考 影響の度合は、センター又は発注者（第三者を含む。）に損害を与え、又はその信用を傷つけた程度により判断すること。